

大崎地方合併協議会

第3回新市の事務所の位置及び新市建設計画策定小委員会

日時：平成15年 9月 2日（火）

午後1時30分～

場所：古川合同庁舎 1階 大会議室

次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協議事項

(1) 現有事務所の「視察の感想」と「有効利用の考え方」について

(2) 本庁及び支所機能と事務所の設置方式について

4. その他

(1) 次回開催日程について

日 時 平成15年9月20日（土） 午前9時

開催場所 田尻町スキップセンター「研修室」

(2) その他

5. 閉会あいさつ

6. 閉 会

3. 協議事項

(2) 本庁及び支所機能から事務所の設置方式まで

1. 本庁及び支所機能についての一般的考え方

合併後の行政組織・機能については、住民サービスの維持と合併による事務効率化や経費節減効果などのバランスが論点となります。

近年の合併事例では、合併関係市町現有事務所の取り扱いについて「周辺部が廃れてしまうのではないか」あるいは「周辺部は住民サービスが低下するのではないか」などの懸念の解消や、現有事務所の有効利用の観点から、支所として機能させるケースが多く見受けられます。

また、決定する支所機能に応じて、現有事務所を改装し、自治組織や地域コミュニティ活動のための施設として利用することなども検討課題のひとつと考えられます。

2. 新市将来構想策定により提案された新市の事務所の位置候補地選定に関連した意見

【住民ワークショップ】

- ・ 中核的な機能を持つ庁舎を設置する必要がある。(広域的、また総合的なまちづくりを行えるように)

< 様々な分野で広域交流のできる取り組みからの提案内容より >

【住民意向調査】

- ・ 合併によって各市町の公共施設(役場庁舎)等は窓口業務だけと言われているが、新しい施設については積極的に活用して下さい。
- ・ 公共施設の空室を利用する事。
- ・ 各地域に特色のある施設の整備を。(地域ごとに同じ施設は不要)
- ・ 庁舎新設の際は、同一敷地内に駐車場を確保し、また、一箇所にて用を足せるように希望する。

【議員意向調査】

- ・ 新庁舎を建設することなく、今ある施設を活かし、機能分散型の地域づくりが必要。
- ・ 市役所の位置は、各地区からアクセス容易な所にすべきだ。

3. 事務所の設置方式から見た本庁及び支所機能の検討

新市における事務所の設置方式として、おおまかに次の4つの方式が考えられますが、それぞれの方式での「概要」、「利点」、「課題」、「検討事項」を総体的に勘案しながら、大崎地方1市6町のあるべき本庁及び支所機能について検討いたします。

【本庁方式 (集中方式)】

概要	関係市町の組織機構を本庁に集約し，各市町の現有事務所に，その地域の住民に直接関わりのある業務（窓口業務）を行う支所を置く。
利点	事務の効率化による人件費削減が図られる。 ----- 新市の一体感が醸成され易く，新市誕生の印象が強い。
課題	周辺地域の住民サービス低下などの不安を招かない組織・機構の構築が必要である。 ----- 新庁舎を建設するとした場合，建設に要する莫大な建設費に対応する効率的な財源手当てと，計画的な財政運営が必要である。
検討事項	関係市町の窓口業務以外の全ての事務を1事務所に集約して執行するため，「新庁舎の建設」又は「市町現有事務所での執行スペース確保」若しくは「既存建物の取得」などにより，相当規模の事務所を確保しなければならない。 ----- 新庁舎を建設する場合は，規模にもよるが，設計から施工まで概ね最低2年から3年の期間が必要なため，新庁舎完成までの期間の対応を検討しなければならない。

【本庁方式 (分散方式)】

概要	関係市町の組織機構を本庁に集約し，各市町の現有事務所に，その地域の住民に直接関わりのある業務（窓口業務）を行う支所を置く。また，事務所の執行スペースに余裕ができる本庁周辺市町に，一部の部門（部署）を支所に配置する。
利点	事務の効率化による人件費削減が図られる。 ----- 新市の一体感が醸成され易く，新市誕生の印象が強い。 ----- 現有事務所の有効利用が図られる。
課題	周辺地域の住民サービス低下などの不安を招かない組織・機構の構築が必要である。 ----- 新庁舎を建設するとした場合，建設に要する莫大な建設費に対応する効率的な財源手当てと，計画的な財政運営が必要である。
検討事項	関係市町の窓口業務及び一部の部門（部署）以外の全ての事務を1事務所に集約して執行するため，「新庁舎の建設」又は「市町現有事務所での執行スペース確保」若しくは「既存建物の取得」などにより，相当規模の事務所を確保しなければならない。 ----- 新庁舎を建設する場合は，規模にもよるが，設計から施工まで概ね最低2年から3年の期間が必要なため，新庁舎完成までの期間の対応を検討しなければならない。 ----- どの事務所にどの部門（部署）を配置するかの検討をしなければならない。

【分庁方式】

概要	各市町の現有事務所を「分庁舎」として、行政機能を部門（部署）ごとに振り分け、その内1事務所を本庁として位置づける。
利点	現有事務所の有効利用が図られる。
課題	管理上非効率とならない組織・機構の構築。 ----- 事務所間の遠距離に対応する施策により、住民の利便性を向上させる必要がある。
検討事項	各市町にどの部門（部署）を配置するかを検討。

【総合支所方式】

概要	本庁には管理部門や事務局部門を配置し、対外的業務や支所との連絡調整を行う最小限の職員を配置する。また、各市町の現有事務所に従来とほぼ同様の部署を設置し、その地域に関する事務全般を掌る総合支所を置く。
利点	現有事務所の有効利用が図られる。 ----- サービス提供が現状に近いので、住民にとって違和感がない。
課題	職員の効率的な配置による人件費削減等の合併効果の実現を図る。 ----- 新市誕生の印象が薄くなるため、新市の一体感を醸成する必要がある。
検討事項	本庁機能の規模に合わせ、「市町現有事務所での執行スペース確保」又は「新庁舎の建設」若しくは「相当規模の建物を取得」する必要がある。

4. 事務所の新設及び改修費用等について

合併により本庁舎となる事務所は、議員及び職員の数に合わせ、議場や執務スペースを新設もしくは改修する必要が出てくる場合があります。

このような財政需要に対応するための国の財政支援措置として、新しい庁舎を建設する場合には、庁舎整備事業に係る起債対象の範囲内で合併特例債を充てることができます。

また、改修を合併前に行う場合には、合併移行経費に対する特別交付税措置があり、経費の半分程度を措置されますし、合併後に行う場合は、合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置、合併市町村補助金及び合併特例債等の財政措置を受けることも可能であります。

5. 事務所の設置方式を検討する際の参考事項

【人件費】

現在の大崎1市6町の職員数と類似団体市職員数を比較しますと、合併後10年目以降で単純に約270人、金額にして年間約8億円以上の削減効果が期待できますが、事務所の設置方式によっては削減効果にも開きが生じます。

【新庁舎建設概算工事費】

事務所の規模及び建物のグレードや機能によって、建設単価に相当の開きが生じますが、近年の建設事例では30～40万円/m²の範囲が多く見受けられます。また、本庁の規模（延べ床面積）については、事務所の設置方式によって大きく違ってきますが、建設事例から推定すると、新市の人口規模で本庁方式とした場合15,000～20,000m²の規模になると考えられます。

よって、用地費を除く総工事費は、単価を30万円/m²とした場合45～60億円になると想定されます。